

第三管区海上保安本部業務継続計画

平成21年3月

第三管区海上保安本部

目 次

第1章 本計画の位置づけと基本方針	1
1 本計画の位置づけ	1
（1）背景	1
（2）現状	1
（3）位置づけ	2
2 基本方針	2
3 計画の見直し	3
第2章 想定災害と業務継続への影響	4
第3章 非常時優先業務	8
1 非常時優先業務の抽出	8
2 業務影響分析	8
3 応急対策業務	9
（1）対策本部の設置等	9
（2）船艇・航空機の動員	9
（3）災害情報の収集及び提供	10
（4）救助・救急活動	10
（5）船舶交通の安全確保	11
（6）緊急輸送活動	11
（7）流出油等防除活動	11
（8）応急復旧及び後方支援活動	11
4 一般継続重要業務	12
（1）危機管理等関連業務	12
（2）許認可等関連業務	13
（3）業務支援等関連業務	13

第4章 業務継続のための執行体制	・ ・ ・ ・ ・	14
1 参集要員の指名	・ ・ ・ ・ ・	14
(1) 三管区対策本部要員の指名	・ ・ ・ ・ ・	14
(2) 一般継続重要業務を継続するための要員	・ ・ ・ ・ ・	15
2 発災時の行動	・ ・ ・ ・ ・	15
(1) 勤務時間外に発災した場合	・ ・ ・ ・ ・	15
(2) 勤務時間内に発災した場合	・ ・ ・ ・ ・	17
3 安否確認	・ ・ ・ ・ ・	17
4 権限委任	・ ・ ・ ・ ・	17
第5章 業務継続のための執務環境の確保	・ ・ ・ ・ ・	18
1 庁舎・設備	・ ・ ・ ・ ・	18
(1) 庁舎	・ ・ ・ ・ ・	18
(2) 電力	・ ・ ・ ・ ・	18
(3) 備蓄	・ ・ ・ ・ ・	18
(4) 什器転倒防止対策	・ ・ ・ ・ ・	18
2 情報通信	・ ・ ・ ・ ・	19
(1) 応急通信の確保	・ ・ ・ ・ ・	19
(2) 電話設備	・ ・ ・ ・ ・	19
(3) 通信施設	・ ・ ・ ・ ・	19
(4) 情報システム	・ ・ ・ ・ ・	19
3 広報	・ ・ ・ ・ ・	20
4 来庁者及び帰宅困難者への対応	・ ・ ・ ・ ・	20
5 負傷者の救護	・ ・ ・ ・ ・	21
6 三管区対策本部の代替施設	・ ・ ・ ・ ・	21
第6章 教育訓練等	・ ・ ・ ・ ・	22
1 教育訓練	・ ・ ・ ・ ・	22
2 各職員の業務継続のための備え	・ ・ ・ ・ ・	22

第1章 本計画の位置づけと基本方針

1 本計画の位置づけ

(1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同様のマグニチュード(M)8クラスの地震が200年から300年間隔で発生しており、次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年先と考えられているが、その間にM7クラスの地震(以下「首都直下地震」という。)が数回発生すると予想されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府は、「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月中央防災会議決定)、「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月中央防災会議決定)等を策定し、首都直下地震対策を強力に推進するとともに、当該対策の一環として、中央省庁を含む首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定することとされた。

「首都直下地震応急対策活動要領」では、当庁の主な活動として、救助・救急活動、船舶交通の安全確保、緊急輸送活動などが規定されており、海上保安庁は我が国の経済・社会活動の継続性を図る上で重大な責務を負っている。このため、平成20年4月、「海上保安庁業務継続計画」が策定され、首都圏に位置する第三管区海上保安本部(以下「三管区本部」という。)においても「第三管区海上保安本部業務継続計画」の策定に取り組んだものである。

なお、平成19年6月には業務継続計画を策定するための指針となる「中央省庁業務継続ガイドライン」が内閣府から示され、中央省庁が業務継続計画を策定するに当たっては、地震の発生によって生じる災害応急対策業務等の緊急的な対策業務(以下「応急対策業務」という。)と、地震発生の有無にかかわらず存する国民生活や経済活動等に係わる重要な通常業務であって業務継続の優先度が高い業務(以下「一般継続重要業務」という。)との両者を合わせた業務(以下「非常時優先業務」という。)を網羅した計画を定めることとされている。

(2) 現状

三管区本部では、従来から海上保安庁防災業務計画に基づき、地震災害の発生等に備えた対応体制の整備を進めており、地震発生時には、同本部に第三管区海上保安本部長を対策本部長とする第三管区海上保安本部地震災害対策本部(以下「三管区対策本部」という。)を直ちに設置すること、および、組織が一丸となって迅速かつ的確な応急対策

業務を継続的に実施するための体制を構築するため、三管区対策本部の構成、所掌事務、要員の指名、自動参集の基準、職務代行順序等を定めているほか、具体的な応急対策業務の実施内容を明記した対応マニュアルを整備している。

一方、海難救助や海上交通の安全確保等の人命の安全に係わる一般継続重要業務については、それぞれの業務所管課等において、当直者の配置、代替通信手段の確保等の業務継続のための措置を講じているものの、これらを業務継続の観点から総合的に整理した計画は存在しなかった。

(3) 位置づけ

本計画の策定に当たっては、中央省庁業務継続ガイドライン（平成19年6月内閣府作成）及び海上保安庁業務継続計画（平成20年4月海上保安庁作成）等を参考にして、首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点から、改めて既存の対応体制について見直しを行い、応急対策業務に加え一般継続重要業務をも網羅した計画として策定した。

このことから、本計画は、海上保安庁防災業務計画等を補完し、同計画等とともに首都直下地震対策大綱で定められる震災対策を政府の一員として実現するための計画と位置づけられる。

2 基本方針

海上保安庁は、首都直下地震応急対策活動要領において明記されているとおり、船艇・航空機を保有する実動機関として、救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を担っており、これら業務の遅延や停止は人命の安全に直接係わる。

また、海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、これらの事案が発生した場合には、待ったなしの対応が求められ、地震による被災を理由とした対応の遅延等は許されない。

このため、三管区本部は、与えられたこれらの任務を遂行するため、下記の基本方針に基づいて、業務の継続を確保する。

人命の安全に係わる重要業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。

地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、重要業務の遅延・停止を可能な限り無くす。

地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。

三管区本部の職員等（来庁者を含む。）の安全を確保する。

3 計画の見直し

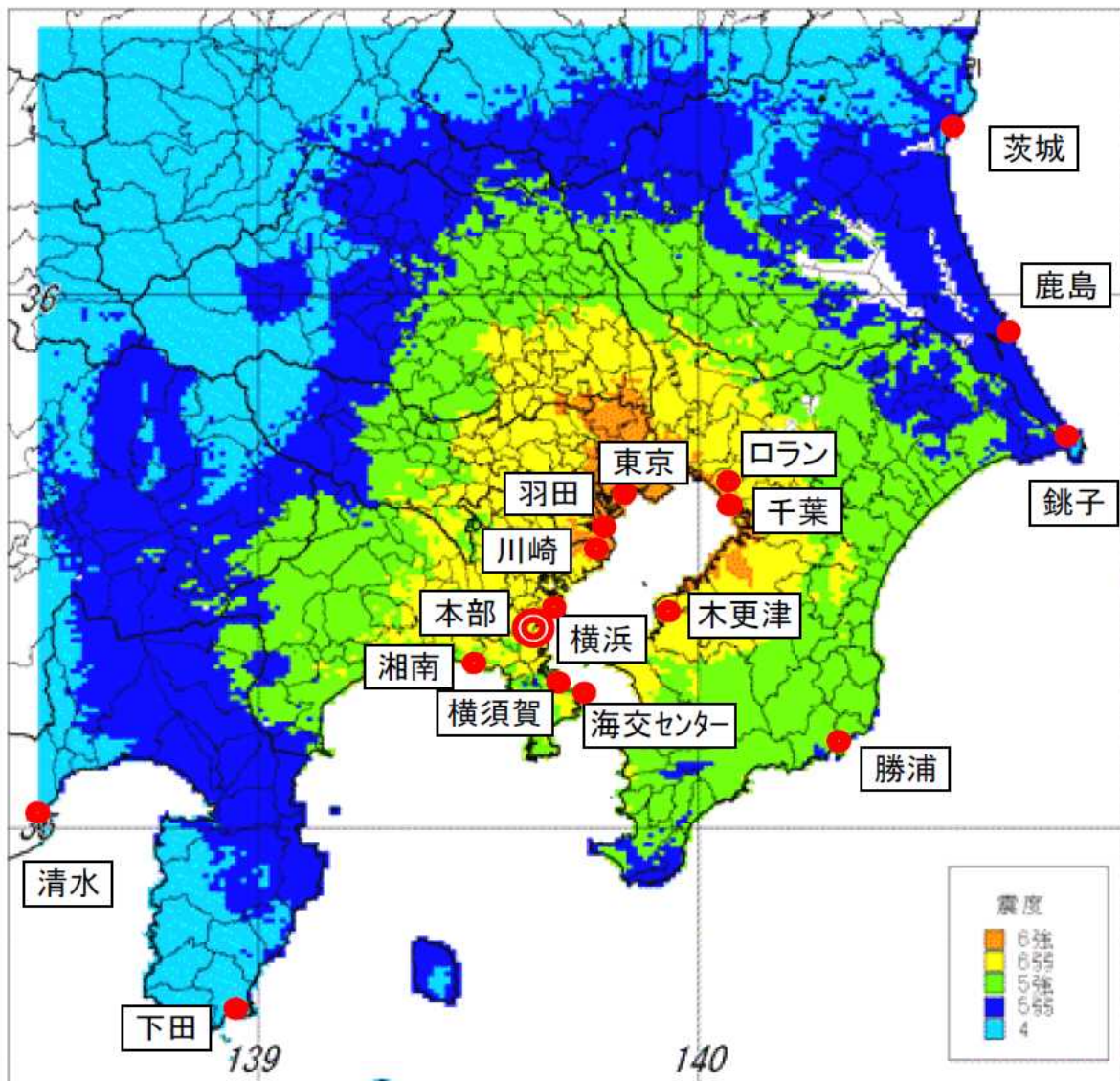
本計画は、災害に関する経験、対策、訓練の積み重ねにより見直しが行われるべきものであることから、随時見直しを行い、必要な修正を加えることとする。

第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、中央防災会議で想定されている東京湾北部地震（M7.3、東京23区の最大震度6強）が冬の夕方6時に風速15m/sの強風の条件下で発生した場合とし、その被害想定は中央防災会議の想定（H17.7）を基本として、詳細の前提条件を次のように設定する。

本計画は、想定災害を首都直下地震として策定したものであるが、今後も内容の充実を図っていくこととする。

東京湾北部地震（M7.3）による震度分布図（出典：平成17年7月中央防災会議報告「首都直下地震対策専門調査会報告」） 本図に本部の事務所所在地を示したもの



前提条件（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」被害想定）

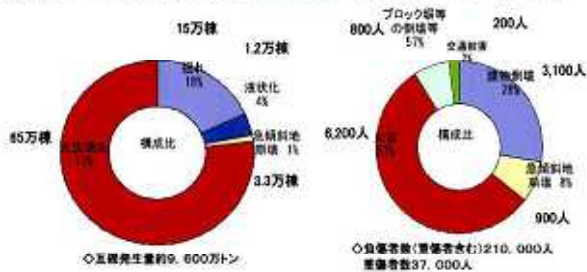
死者約1.1万人、負傷者約21万人
建物全壊約85万棟

避難者最大約700万人、帰宅困難者約650万人

建物被害、人的被害（東京湾北部地震M7.3）

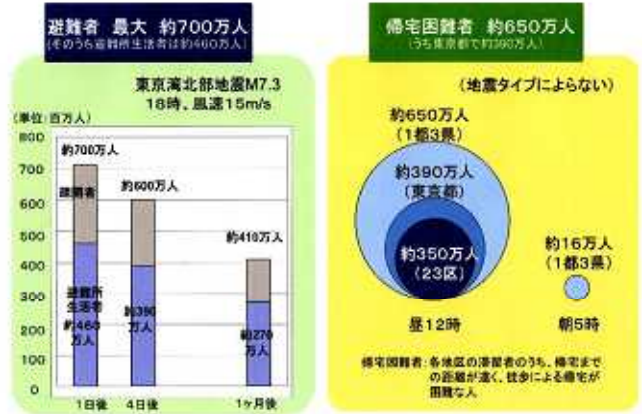
(1)冬夕方18時 風速15m/s

①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約85万棟 ②死者数 約11,000人



※ 18タイプの地震動中、建物全壊棟数が最大となるのは東京湾北部地震(約85万棟)、死者数が最大となるのは都心西部地震(約13,000人)。

避難者数、帰宅困難者数

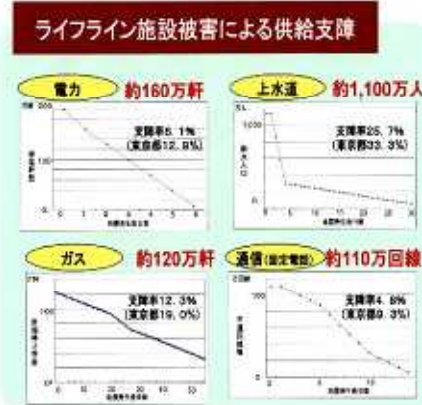


電力約160万軒、上水道約1,100万人
ガス約120万軒、通信約110万回線に供給支障

経済被害約112兆円

ライフライン施設被害（東京湾北部地震M7.3）

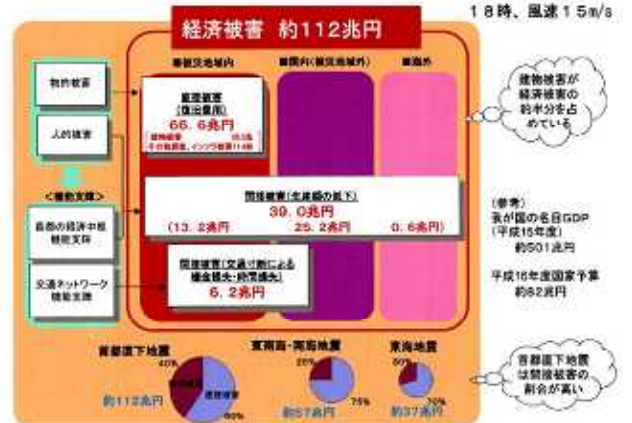
18時、風速15m/s



※支障数は、発災1日後の数
※地下埋設物である上水道及びガスは復旧に時間を要する。
※各事業ごとに復旧作業の進捗が異なっているため、復旧日数は異なる。

経済被害（東京湾北部地震M7.3）

18時、風速15m/s



三管区本部（情報通信管理センターを含む。）及び横浜海上防災基地（横浜海上保安部、横浜機動防除基地）における被災時想定

	三管区本部		横浜海上防災基地
公共交通機関（鉄道）	震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日で全路線が運行ができる程度まで回復。		同左
庁舎本体	設備等も含め、大きな被害はなし。		同左
ライフライン等	電気	供給が復旧（2日間）するまで非常用発電機を使用。通常の半分の電気容量が供給可能。使用できる照明は1/3程度となり、使用できるコンセントは制限される。電話機等の事務機器は使用可能。冷蔵庫、電気ポット等の執務に直接関係しない電気製品及び電気容量の大きな機器は使用不可。	非常用発電機により基地全体に通常電力容量で15～30日使用可能。
	電話	一般電話：NTT等、通信事業回線は、1週間以上輻輳によりつながりにくい。 携帯電話：1週間程度、輻輳によりつながりにくい。 パケット通信は使用可能。 なお、発災時には本部内に災害優先電話が（一般17台、携帯10台）指定されている。（事業者からのヒアリングによる）	同左 なお、発生時には基地内に災害優先電話が（一般17台）指定されている。
	インターネット	地震の発生後6日間程度は、通信回線の断線等が発生し、事業者による復旧も行なわれないため使用不可。	同左
	上水（飲料水）	事業者による供給が復旧（3日間）するまでは使用不可（貯水タンクに貯留分のみ制限付きで可能）。上水が復旧しても下水道復旧まで使用不可。	同左
	トイレ	原則として、上水・下水道復旧（3日間）するまで使用不可（その間は簡易トイレを使用）。	訓練水槽の水を利用可能なトイレが設置されている。
	ガス	事業者による供給が復旧するまで使用不可。	同左

三管本部の想定は、同一庁舎内に入居する関東運輸局の業務継続計画をもとに記載した。

三管区本部の事務所（横浜海上保安部及び横浜機動防除基地を除く。）における被災時想定

想定する首都圏直下地震が発生した場合の各事務所所在地における震度は、前掲載の震度分布図に示すとおりであり、公共の交通・通信等は、各震度分布に応じて三管区本部における被害想定と同様な考え方により想定しておく必要がある。

庁舎は、ほとんどの事務所において耐震性能が確保されており、大きな被害は想定されないが、一部には倒壊若しくは倒壊する危険性があるとの評価を受け又はその危険性

が危惧される事務所がある。

【 事務所における被災時想定 】

想定震度	東京湾に隣接する事務所ほど強い地震動を受ける。 震度6強：6所、震度6弱：3所、震度5強：3所、 震度5弱以下：5所、想定外：3所
庁舎の被害	多くの事務所において、耐震性能が確保されており、大きな被害はなし。 ただし、羽田航空基地及び川崎海上保安署は、倒壊又は倒壊する危険性があるが、平成21年度中に耐震改修化される予定である。
岸壁・浮棧橋・空港	巡視船艇の係留施設については、岸壁の耐震化や、発災時に物資輸送等に活用が可能な防災型の浮棧橋への変更が進められている。 羽田航空基地の格納庫についても耐震性能が確保されており、また、羽田空港のB滑走路、A滑走路西側の平行誘導路において、液状化対策がなされている。
電 気	多くの事務所において、当直室又は執務室に非常用電源が確保されている。 ただし、震度6弱が想定される川崎海上保安署において非常用電源が未整備である。
その他 (非常食・物資等)	各事務所において、飲料水、非常食のほか、毛布、寝袋等の非常用物資を備蓄している。

予想震度は、平成17年7月中央防災会議「首都圏直下地震対策専門調査会報告」から分析。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の抽出

首都直下地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足するおそれのある状況下において、三管区本部に与えられた任務を的確に遂行するためには、真に業務継続が必要な業務、すなわち非常時優先業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源を優先的に確保できるよう、限られた資源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

このため、三管区本部が行うべき個々の業務について、想定災害の発生後、当該業務の遅延や停止による社会への影響度を分析する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出した。

2 業務影響分析

当該業務が遅延・停止した場合に、国民生活や経済活動にどのような影響を与えるかを地震発生からの経過時間（1,3,12時間、1,3日、1,2,3週間、1ヶ月）毎に、次の影響レベル（レベル～）で評価を行った。

レベル：影響は軽微

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベル：影響は小さい

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベル：影響は中度

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベル：影響は大きい

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

レベル：影響は極めて大

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1ヶ月以内にレベル以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出した。

以下、非常時優先業務を地震発生によって直接的に生じる応急対策業務と地震発生の有無にかかわらず継続されるべき一般継続重要業務に分けて説明する。

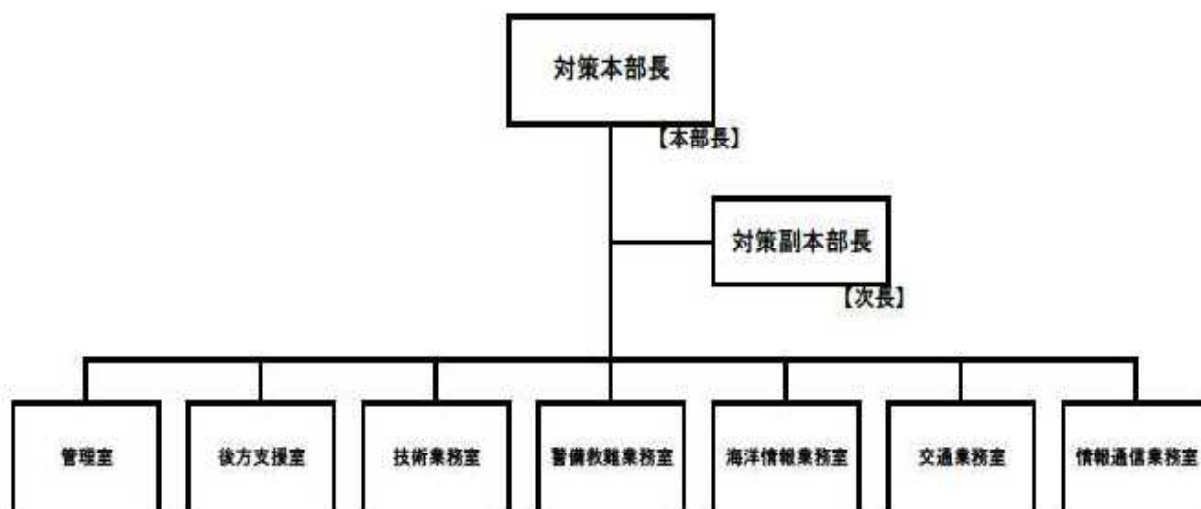
3 応急対策業務

首都直下地震が発生した場合において、三管区本部が行う応急対策業務については、業務影響評価の結果、三管区本部に与えられた任務の性格から、そのほとんどが発災後直ちに又は1時間以内に開始されるべき業務と評価され、24時間を超える猶予時間が与えられた業務はなかった。

(1) 対策本部の設置等（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、第三管区海上保安本部長を対策本部長とする三管区対策本部を当本部に直ちに設置し、応急対策業務を強力かつ統一的に推進する。

三管区対策本部における業務を円滑に処理するため、同対策本部に7つの業務室を置き、優先的かつ組織の枠を越えて人員等を配置するものとする。



三管区対策本部組織図

また、政府方針に従い応急対策業務を効果的に実施するためには、政府の緊急災害対策本部等との緊密な連携が必要不可欠であることから、対策本部長は本部管内に政府現地対策本部が設置されたときは、三管区対策本部の職員を政府現地対策本部に速やかに派遣するほか、必要に応じて三管区対策本部の職員等を関係地方自治体に派遣し、関連情報の収集や連絡体制の確保等を行う。

(2) 船艇・航空機の動員（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、対策本部長は対応マニュアルに基づいて、船隊

及び航空機隊を編成する。この場合において、全国から船艇・航空機及び救難資機材等を迅速かつ効果的に首都周辺海域に派遣・増援するため、あらかじめ、船艇・航空機等の動員計画が定められており、同計画に基づいて海上保安庁から事前に派遣が命じられている。

これにより、計画に定められた船艇・航空機等は、自動的に三管区本部に派遣され、同本部の現有勢力とともに応急対策業務に従事する。また、被害の発生状況等に応じて更なる増援が行われる。

(3) 災害情報の収集及び提供（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、直ちに船艇・航空機等を活用した情報収集を行う。三管区対策本部において収集する主な情報は次のとおりである。

海上及び沿岸部における被害状況

- ・被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・石油コンビナートの被害状況
- ・流出油等の状況
- ・水路・航路標識の異状の有無
- ・港湾等における避難者の状況

陸上における被害状況（ の情報収集活動等に支障を生じない範囲で実施）

三管区本部及び本部の事務所の庁舎、施設、船艇・航空機等の被害状況

収集された情報は、三管区対策本部において集約・分析し、速やかに応急対策活動の展開に活用するとともに、本庁対策本部等に伝達し、情報の共有を図る。

特にヘリコプターにより収集された映像情報は、被害の発生状況等を正確に把握し、対応方針等を決定する上で極めて重要な情報であることから、これを迅速に行い、リアルタイムで本庁対策本部等へ配信する。

また、収集された情報については、映像情報も含めて、速やかに報道機関等を通じて広報を行い、被害の発生状況や応急対策活動の実施状況等に関する情報を国民に提供する。

(4) 救助・救急活動（情報収集後直ちに）

首都直下地震応急対策活動要領では、「海上保安庁は、海上における救助・救急業務を行い、また、必要に応じて関係都県の行う救助・救急活動の支援を行う。」と規定さ

れており、情報収集により人命の安全に直接係わる救助・救急活動の必要を認めた場合には、直ちにこれを最優先事項として対応する。

また、必要に応じて高度な専門知識・技能を有する特殊救難隊を投入し、救助・救急活動に万全を期す。

(5) 船舶交通の安全確保 (情報収集後直ちに)

地震により発生した海難船舶、漂流・沈没物、水深の異状、航路標識の損壊等は、船舶交通の安全に危険を及ぼすばかりでなく、緊急輸送活動等の応急対策業務を阻害する。このため、情報収集により船舶交通の安全に影響を及ぼす事態を認めた場合には、速やかに地域航行警報や沿岸域情報提供システム (MICS) による海上安全情報等の提供により船舶関係者等に周知するとともに、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

また、船舶交通の障害物の所有者等に対して除去等を命じ又は勧告するとともに、水深の異状を認めた場合には、必要に応じて検測を行い、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。さらに航路標識が損壊・流出した場合には速やかに仮設の灯火を設置する等の応急措置を行うとともに、復旧対応を行う。

(6) 緊急輸送活動 (情報収集後直ちに又は要請あり次第)

情報収集により緊急輸送の必要を認めた場合、又は自治体の緊急災害対策本部等から傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送の依頼があった場合には、迅速かつ積極的にこれを行う。また、緊急輸送を実施する場合には、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け効果的に行う。

(7) 流出油等防除活動 (情報収集後直ちに)

情報収集により船舶や臨海コンビナート等から海上への大量の油等の流出を認めた場合には、油等を流出させた原因者に適切な油防除活動を行うよう指導等を行うとともに、原因者が適切な防除措置を行っていない場合、原因者による防除措置のみでは十分な対応ができない場合等には、必要に応じて船艇及び航空機を出動させ、配備している資機材等を活用し、関係機関と協力して油等の防除活動を行う。

また、必要に応じて高度な専門知識・技能を有する機動防除隊を投入し、流出油等の防除活動に万全を期す。

(8) 応急復旧及び後方支援活動 (発災後直ちに ~ 24時間以内)

三管区本部及び本部の事務所の庁舎・施設・船艇・航空機等の被害状況については、

発災後直ちに情報収集を開始し、1時間以内には三管区対策本部においてその全容を把握するよう努める。これを基に当該応急対策業務に従事可能な勢力等の割出し・配分を行うとともに、速やかに詳細な被害調査を行い、可能なところから応急復旧に着手する。

また、三管区対策本部の機能を維持・継続するため、応急通信手段等を速やかに確保するとともに、応急対策業務に必要な物品・役務の調達、三管区対策本部要員等への給食等の後方支援活動を行う。

なお、三管区本部及び本部の事務所が備蓄する非常用物資は、状況に応じ事務所等の間で移送する。

4 一般継続重要業務

首都直下地震が発生した場合における一般継続重要業務については、業務影響評価の結果、大きく分けて、我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、三管区本部における事務の停滞によって本部の事務所の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の3つの重要業務に分類した。以下、この分類に従って説明する。

(1) 危機管理等関連業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する業務を任務とする危機管理官庁であり、一旦、我が国周辺海域において危機管理事案が発生した場合には、首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応を遅延・中断することは許されない。また、人命の安全や二次災害の発生に直結するおそれがある航海安全情報等の提供に関する業務についても、同様に遅延・中断は許されない。

これらに該当する三管区本部が担う具体的な業務として、救難課運用司令センターが行っている短波、インマルサット衛星、非常用位置指示無線標識(EPIRB)による遭難警報の受信、一般電話及び携帯電話による118番緊急通報の受付業務や事案発生時における船艇・航空機への指示、関係機関との連絡調整等の初動措置に関する業務等があげられるほか、三管区本部及び本部の事務所が収集する航海安全情報を無線等を介して船舶関係者等に提供する地域航行警報等の起案・発出に関する業務があげられる。

これら業務については、交替制勤務の導入等による業務執行体制や機器等の管理・保守体制を確保しているところであるが、今後も業務継続に万全を期していく。

(2) 許認可等関連業務

許認可業務については、第三管区海上保安本部長が処分権者となっているものについて、標準処理期間が1ヶ月未満かつ月平均処理件数が1件以上であることをメルクマールとして付加したうえで業務影響評価を行い、業務の中断が国民生活や経済活動に与える影響が大きい業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置して業務継続を図ることとした。このほか、業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務についても、業務立上げ目標時間を設定した。

【業務継続を図る許認可業務】

担当部	業務内容	根拠法令	業務立上げ目標時間
海洋情報部	海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可	水路業務法第6条	3日
	水路図誌等の複製承認	水路業務法第24条	1週間
	水路測量等の受託に関する業務	水路業務法第26条	1週間
交通部	航路及びその周辺の海域における工事等の許可	海上交通安全法第30条	1週間
	航路及びその周辺の海域以外における工事等の届出	海上交通安全法第31条	1週間

【業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務】

担当部	業務内容	業務立上げ目標時間
海洋情報部	航海の安全に必要な海図の最新維持情報を提供するための業務	3日
	海洋速報及び日本海洋データセンター等を通じて海洋観測データを提供するための業務	1週間

(3) 業務支援等関連業務

首都直下地震の発生により、三管区本部における業務が長期間にわたって滞った場合、本部の事務所の業務遂行能力に影響を与え、結果として国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置することにより業務継続を図ることとした。

第4章 業務継続のための執行体制

三管区本部では、海上における事件・事故情報の収集・伝達、船艇・航空機を使用した初動措置等の指揮を一元的に行う運用司令センターを設置し、24時間体制でこれらの業務を遂行するための要員を配置するとともに、応急対策業務を実施する三管区対策本部の要員、各業務室の事務分掌及び班員構成等をあらかじめ定めて、首都直下地震の発生等に備えた業務執行体制を整備している。

1 参集要員の指名

(1) 三管区対策本部要員の指名

応急対策業務を実施する三管区対策本部要員については、三管区本部及び第三管区情報通信管理センターの全職員が指名されており、それぞれ対策本部各業務室の構成員等としてあらかじめ周知している。

なお、勤務時間外に発災した場合の参集可能人数を「首都直下地震の標準参集可能職員（想定）の考え方」に基づき検証を行った。応急対策業務の継続に直ちに支障はきたさないが、長期化の際には、その後に参集する職員も含め交替制による臨機応変な対応も視野に対処するものとする。

また、参集可能人数については、人事異動等があった場合には速やかに再検証を行なうものとする。

【首都直下地震の標準参集可能職員（想定）の考え方】

発生後、以下の各時点において参集可能職員数の標準を想定する際の条件として、
() 職員の被災、 () 職員が救出・救助活動に従事した場合を考慮する。海上保安庁業務継続計画では、 () については1割、 () については3割とし、合計4割の職員については発生から3日後までの間は参集不可能としていることから、三管区本部における業務継続計画においてもこれを準用する。

なお、参集時は毎時4kmで連続歩行可能とし、20kmを超えると帰宅困難のおそれがあるとする。さらに、公共交通機関は地震発生後3日間途絶した後徐々に回復し、30日で全路線が運行できる程度まで回復すると想定する。

これらの条件の下、地震発生後の各時点における参集可能職員数を以下のとおり想定する。

1時間後：4km圏内の職員のうち約6割

3時間後：12km圏内の職員のうち約6割

12時間後～3日後：20km圏内の職員のうち約6割

3日以降：20kmを超える職員も徐々に参集可能

1ヵ月後：全職員の9割（1割は被災のため参集不可能）

（2）一般継続重要業務を継続するための要員

本計画で抽出した一般継続重要業務を所掌する職員は、三管区対策本部要員を兼務しつつ、当該重要業務の「業務立ち上げ目標時間」までに業務を立ち上げ、当該重要業務の継続を確保するものとする。

一般継続重要業務を所管する課等の長は、当該担当職員の参集状況、当該重要業務の緊急度等を考慮し必要があるときは、対応要員を当該要員が属する三管区対策本部の業務室長と調整のうえ追加指名し、当該重要業務に従事させるものとする。

2 発災時の行動

（1）勤務時間外に発災した場合

参集基準

職員の参集については、次の場合には、あらかじめ指定された場所に直ちに参集しなければならないとしている。

次の事態の発生を認知したとき

- ・東海地震注意情報が発表されたとき。
- ・警戒宣言が発せられたとき
- ・地震災害の発生により災害緊急事態の布告が発せられ、その区域が三管区本部が管轄する区域（以下「本部管内」という。）に及ぶとき。
- ・地震災害の発生により非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されその所管区域が本部管内に及ぶとき。
- ・本部管内に震度6弱（東京23区にあっては震度5強）以上の大規模な地震が発生したとき
- ・本部管内の沿岸のいずれかの津波予報区に対して津波警報（大津波）が発令されるとき
- ・海上保安庁長官（以下「長官」という。）から管区対策本部の設置を命ぜられたとき。

非常呼集要領に基づく呼集命令の伝達を受けたとき

地震のため、一般電話回線等により、三管区本部に連絡がとれないとき

上記の規定は、すべての地震災害を念頭において職員の参集基準を規定したものであるが、首都直下地震が発生した場合には、「大規模な地震（震度6弱、東京23区では震度5強以上）が発生したとき」との参集基準に基づき、管区対策本部

要員である三管区本部等の全職員は、指示を待つことなく直ちに三管区本部に参集することとなる。

ただし、職員が交通の途絶により三管区本部庁舎に参集することができず、かつ、電話による連絡がとれない場合であっても、最寄りの管内事務所に参集することが可能な場合は、当該事務所に参集し、所属先の上位の職の者の指示を受けるものとする。

参集要領

首都直下地震の発生を認知した職員は、家族を含めた安否、参集の可否等に係る情報を速やかに所属する課（所）等の担当官に報告するとともに、参集可能な職員は、指示を待つことなく三管区本部に参集する。報告ができなかった場合でも、まずは参集することとし、参集途中で随時、報告を試みる。

参集時には、可能な限り本人用の飲食物等を持参するとともに、ビルの倒壊や火災等の被災状況を把握し、参集途上の安全を確保しつつ参集する。

交通の途絶等により、三管区本部庁舎に参集することができず、かつ、電話による連絡がとれない場合であっても、最寄りの事務所に参集することが可能な場合は、当該事務所に参集し、所属先の上位の職の者の指示を受けるものとする。

なお、参集できない場合の例は下記のとおりであり、職員が例示のような事態に遭遇し、参集できない旨の報告を行った後についても、連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で適宜、状況報告を行うものとする。

【参集できない場合の例】

- 1 職員又はその家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき
- 2 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、参集することが困難なとき
- 3 職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
- 4 参集途上において、救命活動に参加する必要性が生じたとき
- 5 徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね20 km以上のとき

参集後の行動

三管区本部に参集した職員は、三管区対策本部に置く各業務室の室員等として当該災害応急対策業務に直ちに従事する。また、一般継続重要業務を兼務する要

員にあっては、「業務立ち上げ目標時間」までに当該重要業務を立ち上げる。

(2) 勤務時間内に発災した場合

各職員は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで庁舎内に待機し、状況把握と家族の安否確認に努めつつ前述の参集後の行動をとる。

なお、家族の安否確認ができない場合において、公共交通機関の状況によらず帰宅できるときは、代替要員を確保し、上司の許可を得て帰宅し家族の安否を確認する。

3 安否確認

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務に携わるために地震発生後直ちに行うべき重要な確認作業である。安否確認に用いる連絡手段については、今後、地震発生時にも使用可能と想定されている携帯メール等を基本とする。

地震発生時における職員等の安否情報については、三管区対策本部（後方支援室）下に設置される厚生班において取りまとめを行い、職員の効率的かつ効果的な運用等に役立てるものとする。

また、安否確認を迅速に行うため、職員に対して、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認手段を確認しておくよう徹底を図る。

4 権限委任

発災時において迅速かつ的確に業務を遂行するためには、組織内の業務を円滑に処理するための指揮命令系統が確立されていることが重要であることから、責任者が不在の場合も適切に意思決定ができるようあらかじめ定めた職務代行者の順序に従い権限委任を行う。

ただし、三管区本部へ参集ができない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことができる場合は、権限の委任は行わないこととする。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

三管区本部が入居する横浜第二合同庁舎（横浜市中区北仲通）は、高い耐震性能が確保されている。震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害は生じないと考えられている。（（注）庁舎周辺の想定地震動は6弱。）

しかしながら、発災時には、三管区対策本部に置く後方支援室（総括班）により、庁舎安全緊急点検を行い、職員の立入等が危険と判断される箇所を認めた場合には、ロープ等で臨時に立入禁止区域を設定する。

なお、三管区本部の事務所の一部には、その庁舎が倒壊又は倒壊する危険性が危惧されるものがあるが、耐震診断の実施及び耐震化等の実施について、引き続き関係機関と調整していく。

(2) 電力

業務継続のために必要な機器のほとんどが電力に依存しており、商用電力が停止した場合における非常用電力の確保は極めて重要である。

横浜第二合同庁舎において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、最低限の電力が確保される（横浜第二合同庁舎では備蓄燃料（灯油）で通常の半分程度の電気容量で約100時間の連続運転が可能である。）。共用部分の照明は1/3程度。電話は使用できるが、パソコン、その他については非常用電源に対応している機器のみ使用できることとなる。

なお、運用司令センターにおいては万が一の事態に備え、合同庁舎非常用発電回路があるため稼働できるが、その他の執務室では業務に支障をきたすため、今後は各部等執務室において非常電源を確保するよう検討する。

(3) 備蓄

首都直下地震が発生した場合には、最低1日～2日は庁舎内に留まらざるを得ない状況が発生する可能性があることから、全職員等を対象として3日分を目途に必要な食料、水、簡易トイレ等の備蓄を確保することを基本にして、三管区対策本部に置かれる後方支援室（補給班及び厚生班）において備蓄計画を作成し、備蓄物品の購入・更新等を行う。

(4) 什器転倒防止対策

執務室の書棚、ロッカー、OA機器等の什器転倒防止対策については、地震発生時における負傷者防止対策及び非常時優先業務の業務継続の観点から実施する。

各課等の長は、特に重要なOA機器の固定を行い、什器の固定状況、落下のおそれのある重量物等の状況を確認し、未対策の什器については、速やかに什器の転倒等防止対策を講じるとともに、重量物等を移動し、その状況を常に確認するものとする。

また、総務部総務課においては、庁舎管理担当部局と連携を図りつつ、横浜第二合同庁舎における什器転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して注意喚起を図る等の指導・監督を行う（具体的な対策の実施に当たっては、内閣府及び東京消防庁の指針を参考とする。）。

2 情報通信

(1) 応急通信の確保

首都直下地震により通信が途絶した場合には、三管区対策本部における情報の収集、指示命令の伝達等が困難となり、応急対策業務の実施に重大な影響を及ぼす。

このため、首都直下地震が発生した場合には、三管区対策本部に置く情報通信業務室（システム整備班）により直ちに通信施設の異状の有無を確認するほか、通信が途絶している場合には、速やかに行政防災無線等により三管区対策本部と防災関係機関との間にホットラインを設定するとともに、中央固定系等の無線運用を開始し、非常時における重要通信を確保する。

また、庁内における専用通信を確保するため、速やかに多重通信装置（可搬型）及びVHF無線装置（携帯局）を設営し、本庁対策本部及び管下部署対策本部等との間におけるホットラインを設定するとともに、船艇・航空機等との間における通信を確保する。

(2) 電話設備

首都直下地震により電話設備に障害が発生した場合には、上記のシステム整備班員等により、速やかに電話交換機等の異状の有無を確認し、関係先に通報のうえ保守業者による復旧手続を進めることとし、復旧完了までの間は、NTT災害公衆電話又は携帯電話等を活用することにより代替通信を確保する。

(3) 通信施設

地震発生時には、三管区対策本部に置く情報通信業務室（システム整備班）により、各種監視装置で収集した警報等の情報を基に速やかに通信施設の被害状況を確認する。

通信施設に被害が発生した場合は、早期復旧に努めるとともに、必要に応じて巡視船による通信代行を実施する。

(4) 情報システム

海上保安庁の情報システムについては、情報システム統括責任者（総務部長）の承認を受け設置している。各システムの機器管理者毎が定めた機器管理要領に記載している機密性、完全性及び可用性の内、可用性（政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則ったIT障害への対応レベル）の区分に従って、システムの復旧に必要な時間を定めている。

情報システム及び回線の保守・管理

地震により各情報システムに障害が発生した場合には、各システム機器管理要領に基づき所要の措置をとる他、システムを管理をしている本庁担当課に通報し、保守業者と連携のうえ早期復旧作業に着手する。

回線は、商用及び自営回線の2系統で運用しており、障害が発生した場合は自動的にバックアップ回線に切り替わり運用を継続する。

また、関係機器の電源については、UPS（無停電電源装置）を保有し庁舎の非常用電源供給までの間、電源の瞬断を防ぎ運用を継続する。

蓄積データのバックアップ

現在、職員が作成したデータについては、各課毎の代表端末等に領域を割り当てて保存を行っている。バックアップについては、空きのディスク領域において各課毎に定期的に保存する。

3 広報

特に情報が不足する地震発生直後においては、国民に対して被害の発生状況や災害応急対策の実施状況等に関する正確な情報を迅速かつ的確に提供し、適切な行動を呼びかけるとともに、国民の不安を払拭することが極めて重要である。

このため、首都直下地震が発生した場合には、三管区対策本部に置く管理室（広報班）により、報道機関や三管区本部のホームページ等を通じて、ヘリコプター等で収集した映像情報を含む災害情報を速やかに提供する。

4 来庁者及び帰宅困難者への対応

地震発生時における来庁者及び帰宅困難者への対応については、非常時優先業務の継続に支障が生じないことを基本としつつ、適切に対応するものとする。

具体的には、横浜第二合同庁舎においては、三管区対策本部に置く後方支援室（厚生班）が庁舎管理担当部局と連携しつつ、地震発生後、直ちに庁舎内の来庁者及び庁舎外の帰宅困難者等の状況を確認し、必要に応じて門・玄関の閉鎖や職員の配置等による出入り管理等を行うとともに、来庁者及び帰宅困難者について次の対応をとる。

来庁者への対応

来庁者については、指定する場所での一時待機を依頼するとともに、庁舎内の移

動は最低限に留めるよう措置する。

うち緊急に手当が必要な負傷者・急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送するとともに、軽傷者には可能な応急手当を施し、他の来庁者とともに指定する場所において一時待機するよう依頼する。

帰宅困難者への対応

庁舎外の帰宅困難者等については、非常時優先業務の継続に支障がない範囲内において、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援を行う。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する等適切な支援を行う。

5 負傷者の救護

地震発生時において、庁舎内又は門扉付近で負傷者が発生した場合には、直ちに最寄りの者が協力して可能な救急・救命措置、応急手当等を実施することを基本とする。横浜第二合同庁舎については、三管区対策本部に置く後方支援室（厚生班）が医務室等と連携しつつ、医療機関への搬送等の総合調整を行う。なお、職員が負傷した場合には、安否情報として速やかに厚生班へ連絡するとともに、医療機関へ搬送した場合には、当該負傷者の家族等へその旨連絡するものとする。

6 三管区対策本部の代替施設

三管区対策本部が設置される横浜第二合同庁舎は、本計画で想定する東京湾北部地震では設備等を含めて大きな被害は生じないと考えられている。

一方、三管区本部では、従来から大規模地震の発生等に備えて、ヘリポート等を有する防災拠点の確保に努めており、横浜市中区新港に横浜海上防災基地を有しているほか、指揮機能を強化した災害対応型巡視船を配備している。

現時点では予見できない不測の事態が発生し、横浜第二合同庁舎に大きな被害が発生した場合には、代替施設としてこれらの施設、巡視船等を有効に活用し、次の考え方に基づき、三管区対策本部を設置することとする。

被害者の発生状況等に応じて臨機に対応できるよう、最適な施設に対策本部機能の全部又は一部を設置する。

指揮機能を強化した災害対応型巡視船等への設置も考慮する。

なお、横浜海上防災基地（武道場）は、地方公共団体等関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、応急対策等の当庁業務の実施に支障を来さない範囲において、被災民の収容施設等として提供することとなる。

第6章 教育訓練等

1 教育訓練

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

三管区本部では、大規模地震を想定した訓練を定期的実施しており、当該訓練の実施に当たっては、次のような業務継続の確保に資する訓練も併せて実施している。

- ・ 職員呼集・情報伝達訓練
- ・ 徒歩参集訓練
- ・ 対策本部設置・運営訓練
- ・ 船艇・航空機等の動員手続訓練
- ・ 応急通信訓練
- ・ 非常用食糧等の備蓄状況の確認・点検

今後は、上記訓練に加えて、安否確認訓練や庁舎機能の応急復旧等に関する訓練等の業務継続の確保に資する訓練も積極的に実施するとともに、業務継続に関する研修等を充実させ、業務継続力の向上に努める。

また、訓練等の実施に当たっては、職員の異動時期等も考慮するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合には業務継続計画の見直し等体制改善を図るものとする。

2 各職員の業務継続のための備え

発災時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・ 家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと
- ・ 非常持出品をリュックサックなどにまとめて目のつきやすい所において置くこと
- ・ 家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと
- ・ 家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル「171」等の活用）

特に参集要員に指名されている職員においては、徒歩による参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認しておくとともに、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握しておくものとする。